

訪問看護重要事項説明書

(医和生会 コスモス訪問看護ステーション)

1. 法人の概要

令和6年6月1日現在

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	Tel : 0246-25-818 Fax : 0246-37-7571	
他の主な事業	通所介護（介護・介護予防）	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護・介護予防）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護・介護予防）	2ヶ所
	訪問介護（介護・介護予防）	1ヶ所
	居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所
	短期入所生活介護事業所（介護・介護予防）	1ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護・介護予防）	2ヶ所
	居宅介護支援（介護・介護予防）	1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医和生会 コスモス訪問看護ステーション
介護保険事業所番号	福島県 0760490078
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5
連絡先	Tel : 0246-25-8182 Fax : 0246-37-7571 ※夜間・休日は転送電話となっており、24時間連絡が取れる体制を設けております。
管理者氏名	伊藤 善枝
相談担当者氏名	伊藤 善枝
事業の実施地域	いわき市（平地区〔豊間・中央台・郷ヶ丘含む〕内郷地区・好間地区・四倉地区・常磐地区（草木台含む））※この地区以外にも相談に応じます。

(2) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	1(兼務)	-	事業所の管理及び業務の管理
看護師	5	4	訪問看護の提供
理学療法士・作業療法士	-	-	居宅でのリハビリの提供
事務職員	-	1	必要な事務

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
休業日	日・祝日・8月13日～15日・12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が要支援状態となった場合においてもその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が維持できるよう支援します。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとします。

4. 利用料金

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、全額お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口に提出しますと9割払い戻されます。尚、利用者の負担額については、利用料金概算表に記載しお渡します。

訪問看護サービスの提供を受けた場合、その費用については確定申告の医療費控除の対象になります。
訪問看護費・介護予防訪問看護費

基本利用料金	所用時間	基本料金	複数の看護 師の派遣	夜間・早朝 加算	深夜加算	算定条件
	20分未満	3,140円	2,540円 追加	25%	50%	夜間・早朝・深夜のみ算定可
	30分未満	4,710円				緊急時訪問看護加算を算定して いて、2回目以降の訪問時、夜 間・早朝・深夜加算を算定しま す。
	30分以上 1時間未満	8,230円	4,020円 追加			
	1時間以上 1時間半未満	11,280円				
	20分	2,940円	訪問看護ステーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によりリハビリ を行った場合			
加算料金	加算名称		料金		算定条件	
	初回加算		(Ⅰ) 3,500円 (月1回) (Ⅱ) 3,000円 (月1回)		初回の訪問看護を行った月に加算します。	
	退院時共同指導加算		6,000円 (月1or2回)		入院中もしくは入所中の方がご利用になる場合 加算します。	
	看護体制強化加算Ⅰ		5,500円 (月1回)		充実したサービス提供体制の事業所に対する評 価として算定します。加算はⅠとⅡの2種類が あり、条件に応じて算定致します。	
	看護体制強化加算Ⅱ		2,000円 (月1回)			
	看護・介護職員連携加 算		2,500円 (月1回)		訪問介護と共同してサービス計画した場合。	
	緊急時訪問看護加算 (限度外)		(Ⅰ) 6,000円 (月1回) (Ⅱ) 5,740円 (月1回)		24時間いつでも対応するサービスで、利用者・ 家族の同意を得て算定します。	
	特別管理加算Ⅰ (限度外)		5,000円 (月1回)		特別な管理を要する利用者（在宅悪性腫瘍患 者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受 けている状態、気管カニューレ、留置カテーテ ル）に対して算定します。	
	特別管理加算Ⅱ (限度外)		2,500円 (月1回)		特別な管理を要する利用者（自己腹膜灌流、 血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、成分栄 養経管、自己導尿、持続腸圧呼吸、疼痛、肺 高血圧、以上の指導管理を受けている、または 人工肛門、人工膀胱、褥瘡、点滴を3日以上必 要等）に対して算定します。	
	ターミナルケア加算 (限度外)		25,000円		死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ター ミナルケアを実施した場合、死亡月に算定をし ます。	
	サービス提供体制 強化加算Ⅱ (限度外)		30円 (毎回)		勤続年数3年以上の職員を30%以上配置してい る場合に算定します。	

5.支払い方法について

- ・1ヶ月分まとめて翌月15日までに請求書をお届けします。
- ・請求書が届きましたら、翌月月末までにお支払い下さい。
(支払いの方法は、現金、引き落とし振込みの3種類の方法があります。)

6.料金の滞納について

- ・正当な理由なく利用料を3ヶ月滞納した場合は、督促状をお出しします。
督促状が出されて1ヶ月以内にお支払いいただけない場合は、契約を解除することがあります。

7.訪問看護及び内容について

(1) 訪問看護について

- ・訪問看護は、看護師などが自宅を訪問し、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか医療保険制度（疾病によります）で利用出来ます。
主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら行いますので、安心して在宅医療を続けることが出来ます。

(2) 訪問看護の内容

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・病状・障害の観察、健康管理 | ・療養、看護、介護方法のアドバイス |
| ・食事ケア、水分、栄養管理 | ・排泄ケア、清潔ケア |
| ・リハビリテーション | ・末期医療（ターミナルケア） |
| ・認知症の看護 | ・家族などの介護支援・相談 |
| ・床ずれや傷の処置 | ・チューブ類などの管理、医療機器の管理 |
| ・医師の指示による医療処置 | ・保健・福祉サービスなどの活用支援 |

8.訪問看護を受けるにあたっての留意事項

- ・訪問看護の利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ・かかりつけ医に申し込み、訪問看護指示書の交付を受けて下さい。指示書が終了した場合又は指示書が受け取れない場合は、サービスを提供することが出来ませんのでご了承下さい。
- ・介護保険証や健康保険証、老人医療受給者証等の確認をさせていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・訪問看護師の指名は出来ませんのでご了承下さい。
- ・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。
- ・暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。
- ・以下に記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約解除をすることがあります。
 - (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - (3) サービス利用中に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。

9.業務継続計画について

- ・事業所の運営に当たってはBCP（業務継続計画）を策定し、必要な体制の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し、大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でもできるだけ業務を中断させないように準備を行い、中断した場合でも可能な限り速やかに業務再開を行うことが出来るように努めます。

10.事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

- ・訪問看護サービスの提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事業所は、訪問看護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により事故、感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・訪問看護サービスの提供で事故、感染が発生した場合は、当法人で加入しております訪問看護事業共済会訪問看護事業者賠償責任保険で対応させていただきます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されましても、対応出来ませんので予めご了承下さい。ただし、事業者の故意重過失がある場合には、この限りではありません。

11. 緊急時における対応方法について

- ・ 訪問看護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

12. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・ 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ・ 事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・ 事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとしめます。

13. 虐待防止について

- ・ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと同時に、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。
- ・ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

14. 実習生の受け入れ

- ・ 事業所では「これからの高齢社会の一端を担う人材の育成」の為、看護学生の実習を受け入れていきます。ご協力を宜しくお願い致します。
尚、実習生の同行訪問が不都合な方は訪問担当の看護師又は、当事業所までご連絡下さい。

15. 相談・苦情について

(1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	國井 恵子	TEL 25-8182
苦情解決責任者	伊藤 善枝	

(2) その他

市町村窓口	いわき市保健福祉部介護保険課	いわき市役所内 TEL 22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険団体連合会	福島市中町3-7 TEL 024-528-0040

(3) 第三者評価

評価を受けておりません。

年 月 日

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所	所在地	いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
	名称	医和生会 コスモス訪問看護ステーション	印
	説明者		印

私は、本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】	住所
	氏名

【代筆者】	住所
	氏名

(本人との続柄：)